

2 教高第 20 号  
2 教特第 8 号  
2 教保第 10 号  
2 教ス第 3 号  
令和 2 年（2020 年）4 月 3 日

県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の留意事項について（通知）

国においては、4 月 1 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえ、『「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（令和 2 年 4 月 1 日付け 2 文科初第 3 号文部科学事務次官通知）』により、当該ガイドラインの改訂がされたところです。

この中で「感染拡大警戒地域」においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきとされ、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することが考えられるとしているところです。

本県における現状については、4 月 2 日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の結論として、本県は未だ「感染拡大警戒地域」にも発生段階の区分の Level 3 にも至っていないとの認識が示されたところです。（別紙参照）

このため、本県においては、万全の感染防止対策を講じたうえで、県立学校の教育活動をスタートしていきます。

その際、今後の学校運営等について、下記のとおりとしますので遺漏のないようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関し、児童生徒や保護者が様々な不安を抱えていることが予想されますので、本県の現状や各学校での対応について丁寧に説明いただきますようあわせてお願いします。

記

1 児童生徒等本人が感染症の感染者※<sub>1</sub>（以下「感染者」という。）又は濃厚接触者※<sub>2</sub>となった場合の基本的対応について

※<sub>1</sub> 感染者：症状の有無に関わらず、遺伝子検査（PCR 検査等）の結果が陽性となった者

※<sub>2</sub> 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定された者

（1）児童生徒が感染者となった場合

① 保健所からの情報提供と調査への協力

保健所から濃厚接触者の調査を行うための情報提供がされるので、当該学校は、県教育委員会（設置者）に情報を提供するとともに、保健所の調査に協力する。

② 学校及び県教育委員会（設置者）が行う措置

ア 当該児童生徒は治癒するまで出席停止とする。

イ 保健所への調査協力や施設の消毒等のため、当該学校は臨時休業とする。

ウ 保健所の調査の結果、濃厚接触者となった児童生徒は、保健所が指定する期間を出席停止とし自宅等で健康観察を行う。

③ 学校の再開等について

県教育委員会（設置者）が次の点を踏まえ学校の再開について判断する。

・保健所の調査の結果、濃厚接触者となった児童生徒の出席停止の措置がとられているこ

と。

- ・学校医や学校薬剤師と相談して校内に必要な対応（児童生徒の健康状況の把握や校内の消毒など）が適切に行われていること。

(2) 児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合

① 保健所等からの情報提供

児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合は、保護者から、もしくは保健所が保護者の了解を得て学校にその旨情報提供される。当該学校は県教育委員会（設置者）に情報を提供する。

② 学校が行う措置

当該児童生徒は、保健所が指定する期間を出席停止とし、自宅等で健康観察を行う。

(3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

- ・（1）又は（2）と同様の対応とする。
- ・サービス上の取扱いについては、療養休暇又は特別休暇とする。

注：校長が保健所と共有した情報は、県教育委員会（保健厚生課）にも報告する。（R2.3.23 付け元教保第 472 号参照）

2 県内で発生段階の区分の Level 3 になった場合の対応について

県内で発生段階の区分の Level 3 になった場合において、新型コロナウイルス感染症対策長野県本部長（長野県知事）から感染者がいない学校も含めた地域一斉の臨時休業措置が要請されることが想定されるところである。ついては、臨時休業時においても学習が継続できる体制の整備等万全の対応がとれるようあらかじめ準備を行うこと。

3 登校に不安を持つ児童生徒及び保護者への対応について

- (1) 登校に心配のある児童生徒を丁寧に把握し、あらかじめ相談を受けること。
- (2) 児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合、学校長は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこと。
- (3) 児童生徒が登校しない期間においては、学習プリントやeラーニングなどの学習支援を行うとともに家庭と密接に連絡を取り合うなどきめ細かな対応を行うこと。

4 近距離で組み合う場面等が多い部活動について

生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かいあって発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなど工夫すること。なお、「令和2年度における県立学校の教育活動の再開等について」（令和2年3月27日付け教育長通知）の4(1)④は削除する。

高校教育課管理係 (課長) 井村 敏明 (担当) 服部 靖之 電話 026-235-7430 (直通) 026-232-0111 (代表) 内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 (課長) 坪井 俊文 (担当) 浦野憲一郎 電話 026-235-7456 (直通) 026-232-0111 (代表) 内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 (課長) 宇都宮 純 (担当) 下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444 (直通) 026-232-0111 (代表) 内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 (課長) 北島 隆英 (担当) 小林 秀樹 電話 026-235-7448 (直通) 026-232-0111 (代表) 内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp